鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市食品加工産業育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者を支援することにより、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

（定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。

（２）協同組合　法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第７号に規定する協同組合等をいう。

（３）生産者団体　５名以上の生産者により構成され、組織としての規約を有する団体をいう。

（補助対象事業）

第４条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第１の第１欄に掲げる事業であって、第１２条第２項の規定による審査の結果に基づき市長が必要と認めたものとする。ただし、他の制度により補助金を受けている場合又は受ける予定がある場合は、本補助金の交付の対象としないものとする。

（補助対象者）

第５条　本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者であって、別表第１の第１欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第２欄に掲げるものとする。

（１）本市に主たる事業所又は生産施設を有する者であること。

（２）次に掲げる市税等を滞納していない者であること。

ア　市税

イ　国民健康保険料

ウ　後期高齢者医療保険料

エ　介護保険料

オ　保育所保育料

カ　下水道使用料

キ　下水道受益者負担金

（補助対象経費）

第６条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表第２に掲げる経費のうち、別表第１の第１欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第３欄に掲げるものとする。

（補助金の算定等）

第７条　本補助金は、補助対象経費の額に別表第１の第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第１の第１欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第５欄に定める額を限度額とする。

（交付申請）

第８条　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号、第２号及び第４号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

（１）別表第１欄に掲げる事業のうち、産業規模拡大型事業にあっては実施計画書（様式第１号）、新規事業創出型事業にあっては実施計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）市税等納付状況確認同意書（様式第３号の２）

（承認を要しない変更）

第９条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）本補助金の増額

（２）本補助金の２割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第１０条　本補助金の交付に係る事業は、規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から３０日を経過する日又は本補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　規則第１２条の報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

（１）別表第１欄に掲げる事業のうち、産業規模拡大型事業にあっては事業報告書（様式第４号）、新規事業創出型事業にあっては事業報告書（様式第５号）

（２）収支決算書（様式第３号）

（鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付審査会）

第１２条　本補助金の適正な交付に資するため、鳥取市食品加工産業育成事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、本補助金の交付の申請の内容等について審査する。

３　審査会の組織、運営等は、別に定める。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年５月２２日から施行し、平成２１年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行し、平成２２年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度の補助事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度の補助事業から適用する。

別表第１（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

１　補助対象事業		２　補助対象者	３　補助対象経費	４　補助率	５　限度額
区分	内容				
産業規模拡大型事業	食品加工に係る新商品の開発、既存商品の改良等により当該商品の付加価値を向上し、販売の拡大を図る事業	中小企業者、協同組合又は生産者団体	原材料費、機械装置費、委託料、広告宣伝費、雑費その他市長が必要と認める経費	２／３	１００万円
新規事業創出型事業	農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業を行うもの	生産者団体	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、使用料及び賃借料、委託料、賃金、広告宣伝費、雑費その他市長が必要と認める経費		５０万円

別表第２（第６条関係）

補助対象経費

区　　分	摘　　要
謝金	専門家謝金
旅費	専門家招待旅費
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費（試作に係るものに限る。）
機械装置費	機械装置の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料（月額５０，０００円を上限とする）
委託料	ホームページ開設を業者に委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析などに要する経費、意匠、商標及び工業所有権等知的財産権の取得に要する委託経費、マーケティングリサーチに要する経費
賃金	物産展出展等に係るアルバイト料
広告宣伝費	広告費及び印刷製本費（パッケージ等のデザイン料を含む）
雑費	消耗品費、通信運搬費
その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める経費